

さいたま市告示第165号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

令和8年度さいたま市早期起業家教育事業について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市早期起業家教育事業

(2) 履行場所

さいたま市内等

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年12月18日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は3,801,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本事業企画提案書の招請日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)」に登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(4) 本業務企画提案書提出の招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) さいたま市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動区域または優先活動区域を、さいたま市内とする専任担当者を配置できること。

3 企画提案に係る実施要綱等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p112604.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年3月3日（火）まで。

4 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出書類

実施要綱のとおり

(2) 提出方法及び提出期限

持参又は電子メール

本招請日から令和8年2月19日（木）午後4時まで（提出期限内必着）。

(3) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048（829）1370

メールアドレス rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp

(4) 到達確認

参加意思表明書の提出を電子メールにて行った提出者については、4(3)に記載の電話番号に、到達確認の電話を行うこと。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和8年2月25日（水）までに発送する。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和8年2月13日（金）午後4時まで。

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要綱による。

メールアドレス rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、4(3)に記載の電話番号に、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年2月17日（火）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p112604.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要綱のとおり

(2) 提出方法及び提出期限

ア 持参

令和8年2月25日（水）から同年3月3日（火）午後4時まで（提出期限内必着）。

イ 郵送

令和8年3月3日（火）までに必着（簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。）。

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 到達確認

企画提案書等の提出を郵送にて行った提出者については、4(3)に記載の電話番号に、到達確認の電話を行うこと。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を積算内訳書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市早期起業家教育事業受託事業者選定委員会において、企画提案書及び関係書類、事業者によるプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要綱を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的な内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要綱による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048(829)1370

FAX 048(829)1944